平成２７年（フ）第８０６５号
栃木県下野市小金井66―11　こばやハイツＡ205
債務者　及川さくら
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０７２号
東京都江東区扇橋１丁目20―１―105
債務者　佐々木由美子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０７５号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目45―23―201
債務者　中馬　隼人
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０７６号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目45―23―201
債務者　中馬いづみ
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０７７号
東京都大田区池上６丁目19―８―201
債務者　福田　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０８０号
東京都足立区中央本町３丁目９―13―303
債務者　遠藤　純人
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０９５号
東京都大田区池上６丁目19―８―101
債務者　榊原　織保（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０９６号
東京都練馬区石神井町７丁目９―８―201
債務者　久松　健男
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０９７号
東京都狛江市東野川４丁目15―18―104
債務者　宮川　浩一
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１０４号
東京都小平市仲町155―32―３―202
債務者　木村　舞子（旧姓青木・関根）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１０５号
東京都江戸川区松島３丁目１―15―102
債務者　横山　　実
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１０６号
東京都新宿区北新宿４丁目14―４―207
債務者　横田　光司
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１０８号
東京都板橋区高島平２丁目10―15―401
債務者　芳賀　真弓
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１０９号
東京都武蔵野市境南町３丁目11―11―102
債務者　岡崎　裕之
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１１０号
千葉県船橋市前原西１丁目36―５―502
債務者　太刀川綾乃（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１１２号
東京都台東区千束３丁目10―５―1007
債務者　安形絵里子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部